

お問合せ窓口 (各都道府県の法務少年支援センター)			
札幌	011-787-0111	北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25	
函館	0138-30-7877	北海道函館市金堀町6-15	
釧路	0154-41-5877	北海道釧路市弥生1-5-22	
旭川	0166-31-5511	北海道旭川市豊岡1条1-3-24	
青森	017-723-6677	青森県青森市金沢1-5-38	
仙台	022-286-2322	宮城県仙台市若林区古城3-27-17	
盛岡	019-647-2205	岩手県盛岡市月が丘2-14-1	
山形	023-642-3445	山形県山形市小白川町5-21-25	
秋田	018-865-1222	秋田県秋田市八橋本町6-3-5	
福島	024-557-7020	福島県福島市南沢又字原町越4-14	
水戸	029-251-4816	茨城県水戸市新原1-15-15	
宇都宮	028-648-5686	栃木県宇都宮市鶴田町574-1	
前橋	027-233-7552	群馬県前橋市岩神町4-5-7	
さいたま	048-862-2051	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36	
千葉	043-251-4970	千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9	
東京	03-3550-8802	東京都練馬区氷川台2-11-7	
東京西	042-500-5295	東京都昭島市もくせいの杜 2-1-1	
横浜	045-845-2333	神奈川県横浜市港南区港南4-2-1	
新潟	025-265-1622	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2	
甲府	055-241-7747	山梨県甲府市大津町2075-1	
長野	026-237-1123	長野県長野市三輪5-46-14	
静岡	054-281-3220	静岡県静岡市駿河区小鹿2-27-7	
金沢	076-222-4542	石川県金沢市小立野5-2-14	
岐阜	058-232-1123	岐阜県岐阜市鷺山1769-20	
名古屋	052-721-8439	愛知県名古屋市千種区北千種1-6-6	
富山	076-428-2266	富山県富山市才覚寺162-2	
福井	0776-23-5558	福井県福井市大願寺3-4-20	
津	059-222-7080	三重県津市南新町12-12	
大津	077-537-1023	滋賀県大津市大平1-1-2	
京都	075-751-7115	京都府京都市左京区吉田上阿達町37	
大阪	072-228-5383	大阪府堺市堺区田出井町8-30	
神戸	078-351-0771	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町40-7	
奈良	0742-22-4830	奈良県奈良市般若寺町18-4	
和歌山	073-433-0850	和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1	
松江	0852-23-3944	島根県松江市内中原町195	
岡山	086-281-1112	岡山県岡山市南区箕島2512-2	
広島	082-543-5775	広島県広島市中区吉島西3-15-8	
鳥取	0857-23-4443	鳥取県鳥取市湯所町2-417	
山口	083-922-6701	山口県山口市中央4-7-5	
徳島	088-652-4115	徳島県徳島市助任本町5-40	
高松	087-834-7112	香川県高松市藤塚町3-7-28	
松山	089-952-2846	愛媛県松山市吉野町3860	
高知	088-872-9330	高知県高知市塩田町19-13	
福岡	092-541-5288	福岡県福岡市南区若久6-75-2	
小倉	093-963-2156	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-7	
佐賀	0952-27-3277	佐賀県佐賀市新生町1-10	
長崎	095-847-2460	長崎県長崎市橋口町4-3	
熊本	096-325-4700	熊本県熊本市西区池田1-9-27	
大分	097-538-4152	大分県大分市新川町1-5-28	
宮崎	0985-22-7830	宮崎県宮崎市鶴島2-16-5	
鹿児島	099-254-7830	鹿児島県鹿児島市唐湊3-3-5	
那覇	098-868-4650	沖縄県那覇市西3-14-20	

お問合せ窓口
(全国)

全国共通
相談ダイヤル

0570-085-085
(最寄りの法務少年支援センターにつながります)

法務省矯正局
少年矯正課

03-3580-4111

お問合せ窓口
(各地方ブロック)

(北海道地方)
札幌矯正管区少年矯正第二課

011-783-3911

(東北地方)
仙台矯正管区少年矯正第二課

022-286-0111

(関東甲信越静地方)
東京矯正管区少年矯正第二課

048-600-1500

(中部地方)
名古屋矯正管区少年矯正第二課

052-971-5961

(近畿地方)
大阪矯正管区少年矯正第二課

06-6941-5751

(中国地方)
広島矯正管区少年矯正第二課

082-223-8161

(四国地方)
高松矯正管区少年矯正第二課

087-822-4455

(九州地方)
福岡矯正管区少年矯正第二課

092-661-1137

札幌矯正管区

仙台矯正管区

東京矯正管区

福岡矯正管区

高松矯正管区

広島矯正管区

大阪矯正管区

名古屋矯正管区

各種支援についてのお問合せや御依頼は、最寄りの法務少年支援センターや矯正局、矯正管区の担当部署にお気軽に御連絡ください。
このほか、少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて、理解を深めていただくため、参観をお受けしています。

開かれた矯正へ

●法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/kyouesi_k06-1.html)
にも各種情報を掲載しています。

CHANGE
CHALLENGE
COOPERATE

令和5年4月作成

非行・犯罪の防止、
青少年の健全育成に携わる
関係機関・団体の皆さまへ

法務少年支援センターは
地域の非行・犯罪の防止と
青少年の健全育成に
取り組んでいます

外来相談棟

相談室

法務省矯正局

法務少年支援センターの 役割と取組

●非行・犯罪の専門機関として

少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期のこどもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。相談等の依頼は、こどもから大人まで幅広くお受けしています。

●関係機関等とのネットワーク機構

地方公共団体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保健・医療機関、NPO等の民間団体、司法・更生保護官署等との関係構築を図り、こども・若者に対する必要な支援や地域社会の非行・犯罪の防止に積極的に取り組みます。

●ネットワーク参画の例

こども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡協議会、少年サポートチーム、地域若者ステーションなど

このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、こどもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために ～法務少年支援センターではこのような支援を行っています～

1 能力・性格の調査

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行います。

また、依頼があれば、御本人や御家族の方にも、結果を分かりやすく説明します。

● 実施可能な心理検査等の例

- ・ 知能検査等
- ・ 性格検査・職業適性検査等

● 教育相談機関からの紹介により、知能検査等を実施した例

御家族の方とお子さんとそれぞれ面接を行い、知能検査・発達検査等を実施しました。また、知能検査等の結果を、御家族の方に、お子さんの得意なこと、苦手なことなどとともにお伝えした上で、日頃困っている点や気になっている点をおうかがいしながら、お子さんへの接し方について、アドバイスを行いました。



2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

● いじめ等の問題行動のある中学生の指導方法を、学校教諭に助言した例

生徒、保護者、学校教諭のそれぞれと面接を行い、生徒の心情や背景にある問題を把握するとともに、保護者と学校教諭に対して、生徒への接し方や指導方法について提案しました。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。



● 学校と連携して、心理相談を継続した例

同級生への暴力などのあった生徒について、学校教諭からの紹介を受け、御本人と御家族の方のそれぞれと面接を行いました。

御本人とは、専用のワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合ったり、暴力を振るわないための方法について、一緒に考えたりしました。

御家族とは、家族関係の問題を中心にカウンセリングを行いました。

4 事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

● 福祉機関が主催するケース会議に定期的に参加し、助言等を行った例

福祉施設において、職員の指示や決まりを守らない方の支援の在り方について、ケース会議が行われた際に、施設職員に対し、その方の行動の特徴や問題行動の原因等として考えられることをお伝えし、支援に当たり望まれる配慮などを提案しました。

5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが、主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

● 過去の研修テーマ例

最近の非行少年の特徴、思春期の子供の理解と望ましい接し方、少年非行と地域の力、地域と進める再犯・再非行防止



6 法教育授業等



法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しています。

児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

※ 法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度等を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育をいいます。

他機関・専門職種等との連携の下で

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成人の方の御相談等にも応じています。例えば、罪に問われた障がい者・高齢者の方などに対して、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と、多機関連携の下で支援等を行うこともあります。

また、協力雇用主の方などに、従業員の方への接し方やお困りのことなどについてアドバイスをしたり、日常の効果的なサポートの方法などを提案したりしています。また、従業員の方から、仕事に関して、集中力が続かない、周りとうまくやりたい等の悩みについて、お話をうかがい、助言をしたり、御自分の性格等を理解したいという御希望に応じて、心理検査等を行ったりすることもあります。